

工事の中間前金払制度の導入について

八王子市では、公共工事の受注者における材料費や下請負代金等に支弁する経費の資金調達の円滑化に資するため、前払金（契約金額の40%）に加えて施工途中において契約金額の20%を支払う中間前金払の制度を下記のとおり導入します。

部分払のような出来形による既済部分の検査や出来高査定を伴わない、比較的簡易な手続での請求が可能ですので、御活用ください。

記

1 対象工事

前払金の支払いを受けた工事（ ）が対象です。ただし、先に部分払を受けた場合は請求することができません。

（ 測量設計等委託業務は対象外です。）

2 適用開始日

平成23年4月1日以降に契約を締結する工事から適用します。

3 支払額

契約金額の20%（ ）以内（5千万円を限度）になります。ただし、前払金と合わせて60%を超えることはできません。

（ 契約金額が10億円以上の場合は5%以内です。）

4 支払（請求）時期

次の3つの条件を全て満たした時点で請求できます。ただし、契約期間が2年度以上にまたがる場合は、原則として最終年度にならないと請求できません。

（1）工期の2分の1を経過している

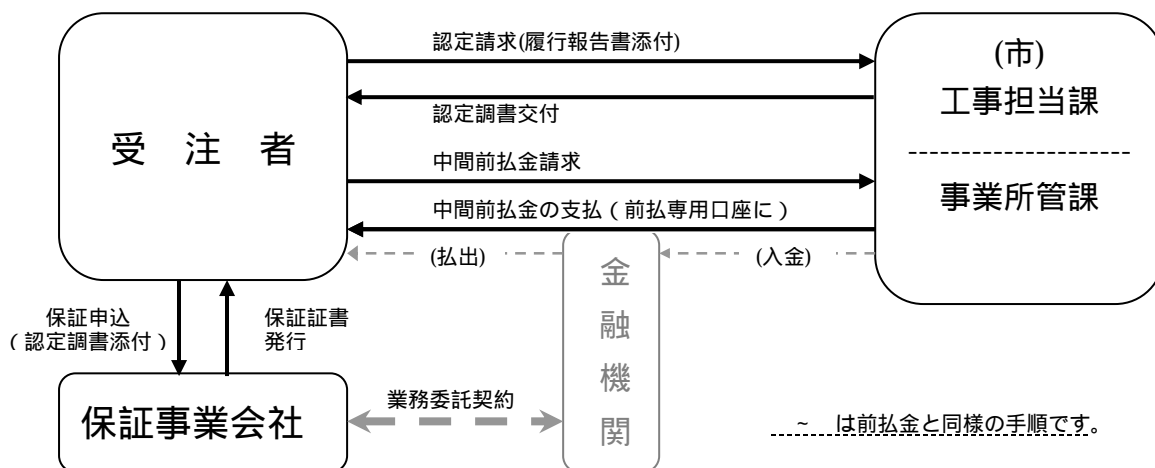
（2）工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われている

（3）既に行われた作業に要する経費が契約代金の2分の1以上の額に相当する

5 手続き（フロー図参照）

- ・ 上記4の条件を満たしていることの「認定請求書」（第1号様式）を、「履行報告書」（第2号様式）を添えて工事担当課に提出してください。市（工事担当課）で確認の上、「認定調書」（第3号様式）を交付します。
- ・ 前払保証事業会社から中間前払金の保証を受けてください。（保証の申込みには市発行の「認定調書」が必要です。
- ・ 保証証書を添えて中間前払金専用の支払請求書を、事業担当課に提出してください。
- ・ 前払金専用口座に入金しますので、当初の前払金と同様に、保証会社の定めた手順に従って払出してください。

【フロー図】



6 要綱・様式等

- (1) 「八王子市公共工事の中間前払金取扱要綱」を定めました。入札・契約情報ホームページ（要綱・要領・基準等）に掲載しています。
- (2) 様式類は、入札・契約情報ホームページ（様式集）で確認、ダウンロードできます。
 - ・ 中間前金払認定請求書（第1号様式）
 - ・ 履行報告書（第2号様式）
 - ・ 中間前金払認定調書（第3号様式）
 - ・ 請求書（中間前払金用請求書様式）

問い合わせ先

財務部契約課 工事契約担当

(直通042-620-7215)